

6年金・手当

1 特別児童扶養手当

1. 内容

精神又は身体が障害の状態にある児童を監護している父
母又は養育者に対して手当を支給する制度。

2. 対象

20歳未満の障害児（障害の程度は国民年金障害基礎年
金と同程度）を監護している父母又は父母に代わってその
児童を養育している者

3. 所得制限

別表1参照

4. 支給期及び支給額（平成31年4月から）（4、8、11月支給）

- 1級 月額 52,200円
- 2級 月額 34,770円

5. 窓口

市町村担当課、各区役所保健福祉課（北九州市）、
各区保健福祉センター子育て支援課（福岡市）

6. 根拠法令・通知

特別児童扶養手当等の支給に関する法律

2 児童扶養手当

1. 内容

父親（母親）と生計を同じくしていない児童（父親（母
親）が重度障害者の場合を含む）の母（父）や、母（父）
に代わってその児童を養育している者に対して手当を支
給する制度。

2. 対象

次のいずれかに該当する児童（18歳に達する日以降の
最初の3月31日までの間にある者、障害児の場合は20
歳未満）を監護または養育している者

- ・父母が婚姻（事実婚を含む）を解消した児童
- ・父（母）が死亡した児童
- ・父（母）に障害がある児童（年金の障害等級1級程度）
- ・父（母）の生死が明らかでない児童
- ・父（母）から1年以上遺棄されている児童
- ・父（母）が裁判所からのDV保護命令を受けた児童
- ・父（母）が法令により引き続き1年以上拘禁されてい
る児童
- ・母が婚姻によらないで懐胎した児童

※上記要件に該当していても、手当を受給できない方

- ・父（母）が婚姻の届出をしていなくても事実上の婚姻
関係（内縁関係など）にあるとき
- ・手当を受けようとする父（母）、又は養育者が、日本国
内に住所を有しないとき
- ・対象児童が日本国内に住所を有しないとき

・対象児童が里親に委託されたり、児童養護施設（母子
生活支援施設・保育所・通園施設を除く）や少年院等
に入所しているとき

・手当よりも高額な国民年金（老齢福祉年金を除く）、厚
生年金、恩給などの公的年金を受けることができるとき

・平成15年4月1日時点において、手当支給要件に該
当してから5年を経過しているとき（母子に限る）

3. 所得制限

別表1参照

4. 支給額（5、7、9、11、1、3月支給）

児童1人の場合 月額42,910円
(一部支給は42,900円～10,120円)

児童2人の場合 月額10,140円 (一部支給は
10,130円～5,070円) 加算
児童3人以上 月額6,080円 (一部支給は
6,070円～3,040円) 加算
(一人につき)

5. 窓口

市町村担当課、各区役所保健福祉課（北九州市）、各区保
健福祉センター子育て支援課（福岡市）

6. 根拠法令・通知

児童扶養手当法（児童扶養手当法施行令、児童扶養手当
法施行規則）

《別表1》 手当所得制限額表（平成31年4月現在）

①受給者の所得制限 (単位：円)

手 当 種 別	扶 養 親 族 数				
	0人	1人	2人	3人	以降1人 につき※
特別児童扶養手当					
	4,596,000	4,976,000	5,356,000	5,736,000	380,000 加算
特別障害者手当・障害児福祉手当経過措置による福祉手当					
	3,604,000	3,984,000	4,364,000	4,744,000	380,000 加算
児童扶養手当					
	490,000	870,000	1,250,000	1,630,000	380,000 加算
一部支給停止					
	1,920,000	2,300,000	2,680,000	3,060,000	380,000 加算
障害基礎年金					
	3,398,000	3,778,000	4,158,000	4,538,000	380,000 加算
一部支給停止					
	4,363,000	4,743,000	5,123,000	5,503,000	

②配偶者または扶養義務者の所得制限

手当種別	扶 養 親 族 数				
	0人	1人	2人	3人	以降1人につき
特別障害者手当・障害児福祉手当・経過措置による福祉手当					
・特別児童扶養手当					
	6,287,000	6,536,000	6,749,000	6,962,000	213,000 加算
児童扶養手当					
	2,360,000	2,740,000	3,120,000	3,500,000	380,000 加算

この所得制限額表は一応の基準ですので世帯により異なることがあります

3 障害児福祉手当

1. 内容

精神又は身体に重度の障がいがあるため、日常生活において常時の介護を必要とする在宅障がい児に対して手当を支給する制度。

2. 対象

20歳未満で別表2に該当する者、ただし施設入所者及び障害を事由とする公的年金受給者は除く。

3. 所得制限

別表1参照

4. 支給額(平成31年4月から)(2、5、8、11月支給) 月額14,790円

5. 窓口

住所地の福祉事務所または町村担当課、各区役所保健福祉課(北九州市)、各区保健福祉センター・介護保険課(福岡市)

6. 根拠法令・通知

特別児童扶養手当等の支給に関する法律

《別表2》

- 1 両眼の視力の和が0.02以下のもの
- 2 両耳の聴力が補聴器を用いても音声を識別することができない程度のもの
- 3 両上肢の機能に著しい障がいを有するもの
- 4 両上肢のすべての指を欠くもの
- 5 両下肢の用を全く廃したもの
- 6 両大腿を2分の1以上失ったもの
- 7 体幹の機能に座っていることができない程度の障がいを有するもの
- 8 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障がい又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの
- 9 精神の障がいであって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの
- 10 身体の機能の障がい若しくは病状又は精神の障がいが重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの

4 国民年金(基礎年金)

1. 内容

国民年金(基礎年金)は被保険者の老齢、障害、死亡について本人または配偶者等遺族に年金を支給する制度。

支給される年金の種類は老齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金。また、国民年金の独自給付として付加年金、寡婦年金、死亡一時金がある。

2. 対象(加入する者)

【強制加入】

①日本国内に住所を有する20歳以上60歳未満の農林漁業・自営業・学生や無職の者。(第1号被保険者)

②厚生年金保険の被保険者、共済組合の組合員及び加入者。ただし、65歳以上で老齢または退職による年金を受けることができる者を除く。(第2号被保険者)

③第2号被保険者の被扶養配偶者で20歳以上60歳未満の者(第3号被保険者)

【任意加入】

①日本国内に住所を有する60歳未満の老齢(退職)年金の受給権者

②日本国内に住所を有する60歳以上70歳未満の者。

③日本国籍を有する者で、日本国内に住所を有しない20歳以上70歳未満の者。

※65歳以上の任意加入については、昭和40年4月1日以前に生まれた者で、かつ、老齢または退職による年金の受給権を有しない者。

3. 保険料

(1) 第1号被保険者は1か月16,410円(令和元年度)を国に納付する。

(2) 第2号、第3号被保険者は本人が直接納付する必要はない。(厚生年金保険制度、共済組合制度から国民年金制度に拠出される)

4. 窓口

お住まいを管轄する年金事務所及び市区町村国民年金担当課。第2号・第3号被保険者は勤務先。

5. 根拠法令・通知

国民年金法

5 厚生年金保険

1. 内容

厚生年金保険は被保険者の老齢、障害、死亡について本人またはその遺族に年金を支給する制度。

前述の基礎年金とは別に老齢厚生年金、障害厚生年金、遺族厚生年金を上乗せして支給する。

2. 対象(加入する者)

以下の適用事業所に使用される70歳未満の者

【強制適用事業所】

- ①常時5人以上の従業員を使用する個人事業所（農林漁業、サービス業の一部（クリーニング業、飲食店、ビル清掃業など）等除く）
- ②常時従業員を使用する国・地方公共団体および法人事業所

【任意適用事業所】

- ①5人未満の従業員を使用する個人事業所（農林漁業、サービス業の一部等含む）で従業員の半数以上の同意を得て厚生労働大臣の認可を受けた事業所
- ②常時5人以上の従業員を使用する農林漁業、サービス業の一部等の個人事業所で従業員の半数以上の同意を得て厚生労働大臣の認可を受けた事業所

3. 保険料

標準報酬月額及び、標準賞与額によって保険料は決まる。
保険料は事業主と被保険者の折半

4. 窓 口

年金事務所（資格に関する手続きは事業所が行う）

5. 根拠法令・通知

厚生年金保険法

6 障害基礎年金**1. 内 容**

20歳前、国民年金の被保険者期間中あるいは、60歳から65歳未満の間に初診日がある傷病により一定の障害の状態となったときに支給される年金。

2. 受給要件

- (1) ア 初診日に国民年金に加入していること又は60歳以上65歳未満の間で日本に住所を有していた期間に初診日のあること
 - イ 障害の程度を定める日（障害認定日）において障害等級表（国民年金法施行令別表）で定められた1・2級の障害状態であること（別表3参照）
 - ウ 一定期間の保険料の納付があること
 - 初診日の前日において、初診日の属する月の前々月までの被保険者期間のうち、保険料納付済期間と保険料免除期間を合算した期間が三分の二以上であることが必要。なお、令和8年3月31日までに初診日がある傷病で障害の状態になった場合は、初診日の前日において、初診日の属する月の前々月以前1年間が未納でない場合でもよい。
- (2) 初診日が20歳未満の傷病により障害の状態となった場合は、(1)ウの保険料の納付要件は不要。ただし、ご本人の所得によって年金の一部または全部が支給停止となることがある。
- (3) 障害認定日で(1)イに該当しなくても、65歳の誕生日の前々日までに該当する障害の状態になったとき。
(請求は65歳の誕生日の前々日までにすることが必要)

(4) 65歳の誕生日の前々日までに既存の障害と新たな障害を併合して(1)イの障害の状態にはじめて該当したとき。

3. 支給額（平成31年度4月から）

(2、4、6、8、10、12月支給)

1級 年額 975,125円

2級 年額 780,100円

4. 窓 口

市区町村国民年金担当課（初診日が第3号被保険者期間中のときは平成14年4月から年金事務所）

5. 根拠法令・通知

国民年金法

国民年金法施行令別表

別表3 国民年金法施行令別表

程度	番号	障 害 の 状 態
1級	1	両眼の視力の和が0.04以下のもの
	2	両耳の聴力レベルが100デシベル以上のもの
	3	両上肢の機能に著しい障害を有するもの
	4	両上肢のすべての指を欠くもの
	5	両上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの
	6	両下肢の機能に著しい障害を有するもの
	7	両下肢を足関節以上で欠くもの
	8	体幹の機能に座っていることができない程度又は立ち上がることができない程度の障害を有するもの
	9	前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁することを不能ならしめる程度のもの
	10	精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの
	11	身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの
2級	1	両眼の視力の和が0.05以上0.08以下のもの
	2	両耳の聴力レベルが90デシベル以上のもの
	3	平衡機能に著しい障害を有するもの
	4	そしゃくの機能を欠くもの
	5	音声又は言語機能に著しい障害を有するもの
	6	両上肢のおや指及びひとさし指又は中指を欠くもの
	7	両上肢のおや指及びひとさし指又は中指の機能に著しい障害を有するもの
	8	一上肢の機能に著しい障害を有するもの
	9	一上肢のすべての指を欠くもの

程度	番号	障害の状態
2級	10	一上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの
	11	両下肢のすべての指を欠くもの
	12	一下肢の機能に著しい障害を有するもの
	13	一下肢を足関節以上で欠くもの
	14	体幹の機能に歩くことができない程度の障害を有するもの
	15	前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活が著しい制限を受けるか、または日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの
	16	精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの
	17	身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの

7 障害厚生年金

1. 内容

厚生年金保険の被保険者期間中に初診日がある傷病により一定の障害の状態になったときに支給される年金。障害の程度により1～3級まであり、それより軽度の場合でも一時金として障害手当金がある。

2. 受給要件

- (1) ア 初診日に厚生年金保険の被保険者であること。
 - イ 障害の程度を定める日（障害認定日）において、障害等級表（国民年金法施行令別表）に定められた1・2級の障害の状態であること（別表3参照）もしくは障害等級表（厚生年金保険法施行令別表第一）に定められた3級の障害の状態であること（別表4参照）。
 - ウ 初診日前に国民年金保険料を納めなければならぬ期間があるときは、一定期間の保険料の納付があること。
初診日の前日において、初診日の属する月の前々月までの被保険者期間のうち、保険料納付済期間と保険料免除期間を合算した期間が三分の二以上であることが必要。なお、初診日が令和8年3月31日までであって、65歳未満の場合は初診日の属する月の前々月以前1年間に未納がなければよい。
- (2) 障害認定日に（1）イに該当する障害の状態ではなくても、65歳の誕生日の前々日までに該当する障害の状態となったとき（請求は65歳の誕生日の前々日までにすることが必要）

- (3) 65歳の誕生日の前々日までに既存の障害と新たな障害を併合して（1）イの障害等級表に定められた2級以上の障害の状態にはじめて該当したとき。
- (4) 厚生年金保険の被保険者期間中に初診日があり、その傷病が初診日から5年以内に治り（症状が固定し）、その治った日において障害厚生年金を受けるよりも軽い障害の状態であって、障害等級表（厚生年金保険法施行令別表第二）に定められた障害の程度である場合に、（1）ウの納付要件を満たしているとき障害手当金が支給される。（別表5参照）
- 3. 支給額
支給額は平均標準報酬月額と被保険者期間の月数等により異なる
- 4. 窓口
年金事務所
- 5. 根拠法令・通知
厚生年金保険法、厚生年金保険法施行令別表第一、厚生年金保険法施行令別表第二

別表4 厚生年金保険法施行令別表第一

程度	番号	障害の状態
3級	1	両眼の視力が0.1以下に減じたもの
	2	両耳の聴力が、40センチメートル以上では通常の話声を解することができない程度に減じたもの
	3	そしゃく又は言語の機能に相当程度の障害を残すもの
	4	脊柱の機能に著しい障害を残すもの
	5	一上肢の3大関節のうち、2関節の用を廃したもの
	6	一下肢の3大関節のうち、2関節の用を廃したもの
	7	長管状骨に偽関節を残し、運動機能に著しい障害を残すもの
	8	一上肢のおや指及びひとさし指を失ったもの又はおや指若しくはひとさし指をあわせ一上肢の3指以上を失ったもの
	9	おや指及びひとさし指をあわせ一上肢の4指の用を廃したもの
	10	一下肢をリストラン関節以上で失ったもの
	11	両下肢の10趾の用を廃したもの
	12	前各号に掲げるもののほか、身体の機能に、労働が著しい制限を受けるか、又は労働に著しい制限を加えることを必要とする程度の障害を残すもの
	13	精神又は神経系統に、労働が著しい制限を受けるか、又は労働に著しい制限を加えることを必要とする程度の障害を残すもの

	14	傷病が治らないで、身体の機能又は精神若しくは神経系統に、労働力制限を受けるか、又は労働に制限を加えることを必要とする程度の障害を有するものであって、厚生労働大臣が定めるもの
--	----	--

別表5 厚生年金保険法施行令別表第二

番号	障害の状態
1	両眼の視力が0.6以下に減じたもの
2	1眼の視力が0.1以下に減じたもの
3	両眼のまぶたに著しい欠損を残すもの
4	両眼による視野が2分の1以上欠損したもの又は両眼の視野が10度以内のもの
5	両眼の調節機能及び輻輳機能に著しい障害を残すもの
6	1耳の聴力が、耳殻に接しなければ大声による話を解することができない程度に減じたもの
7	そしゃく又は言語の機能に障害を残すもの
8	鼻を欠損し、その機能に著しい障害を残すもの
9	脊柱の機能に障害を残すもの
10	一上肢の3大関節のうち、1関節に著しい機能障害を残すもの
11	一下肢の3大関節のうち、1関節に著しい機能障害を残すもの
12	一下肢を3センチメートル以上短縮したもの
13	長管状骨に著しい転位変形を残すもの
14	一上肢の2指以上を失ったもの
15	一上肢のひとさし指を失ったもの
16	一上肢の3指以上の用を廃したもの
17	ひとさし指をあわせ一上肢の2指の用を廃したものの
18	一上肢のおや指の用を廃したもの
19	一下肢の第1趾又は他の4趾以上を失ったもの
20	一下肢の5趾の用を廃したもの
21	前各号に掲げるもののほか、身体の機能に、労働が制限を受けるか、又は労働に制限を加えることを必要とする程度の障害を残すもの
22	精神又は神経系統に、労働が制限を受けるか、又は労働に制限を加えることを必要とする程度の障害を残すもの

8 生活保護

1. 基本原理

(1) 国家責任による最低生活保障の原理

この法律は、日本国憲法第25条に規定する理念に基づき、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的と

する。

(2) 保護請求権無差別平等の原理

すべて国民は、誰でもこの法律の定める要件を満たす限り、この法律による保護を無差別平等に受けることができる。

(3) 健康で文化的な最低生活保障の原理

この法律により保障される最低限度の生活は、健康で文化的な生活水準を維持することができるものでなければならない。

(4) 保護の補足性の原理

保護は、生活困窮者が、その利用し得る資産、能力、その他あらゆるもの、その最低限度の維持のために活用することを要件とし、また、民法に定める扶養義務者の扶養および他の法律に定める扶助は、すべてこの法律による保護に優先して行われなければならない。

2. 実施上の原則

(1) 申請保護の原則

保護は、急迫の場合を除き保護を要する本人、その扶養義務者等の申請があつてはじめて開始される。

(2) 基準および程度の原則

保護は、厚生労働大臣が定める保護基準を基とし、その者の金銭または物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行われる。

(3) 必要即応の原則

保護は、要保護者の年齢・健康状態等その個人または世帯の需要を考慮して行われる。

(4) 世帯単位の原則

保護の必要性・程度は世帯を単位として実施される。

3. 保護の種類と範囲

保護には8つの種類があり、これらは次の範囲で要保護者の必要に応じて、扶助される。

(1) 生活扶助

衣食その他日常生活の需要を満たすために必要なもの
※妊娠婦加算、障害者加算、介護施設入所者加算、在宅患者加算、放射線障害者加算、児童養育加算、介護保険料加算、母子加算あり。

(2) 教育扶助

義務教育に伴つて必要な
ア 教科書、その他学用品
イ 通学用品
ウ 学校給食その他

(3) 住宅扶助

ア 家賃等
イ 補修その他住宅維持のために必要なもの

(4) 医療扶助

ア 診察
イ 薬剤または治療材料
ウ 医学的処置、手術およびその他の治療並びに施術

- 工 居宅における療養上の管理およびその療養に伴う世話その他の看護
 才 病院または診療所への入院およびその療養に伴う世話その他の看護
 力 移送
 (5) 介護扶助
 ア 居宅介護（居宅介護支援計画に基づき行うものに限る）
 イ 福祉用具
 ウ 住宅改修
 エ 施設介護
 オ 介護予防（介護予防支援計画に基づき行うものに限る）
 カ 介護予防福祉用具
 キ 介護予防住宅改修
 ク 介護予防・日常生活支援（介護予防支援計画または介護保険法第115条の45第1項第1号ニに規定する第1号介護予防支援事業による援助に相当する援助に基づき行うものに限る）
 ケ 移送
 (6) 出産扶助
 ア 分べんの介助
 イ 分べん前および分べん後の処置
 ウ 脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料
 (7) 生業扶助
 ア 生業に必要な資金、器具または資料
 イ 生業に必要な技能の修得（高等学校等の就学）
 ウ 就労のために必要なもの
 (8) 葬祭扶助
 ア 検案
 イ 死体の運搬
 ウ 火葬または埋葬
 エ 納骨その他葬祭のために必要なもの
 4. 不服の申立
 保護の決定および実施に関する処分については、行政不服審査法に基づき不服の申立をすることができる。
 5. 窓口
 市福祉事務所・県保健福祉（環境）事務所（町村役場経由でも可）・各区福祉事務所（福岡市・北九州市）
 6. 根拠法令・通知
 生活保護法
- 9 特別障害者手当**
1. 内容
 精神又は身体に著しく重度の障がいがあるため日常生活において常時特別の介護を必要とする20歳以上の在宅の重度障がいのある方に対して支給される。
2. 対象
 20歳以上の在宅の重度障がいのある方で下記のいずれかに該当する場合
- (1) 別表の①から⑦までに規定する障がい若しくは病状が2つ以上ある者
 (2) 別表の①から⑦までに規定する障がい若しくは病状が1つあり、かつ、その障がい以外に国民年金障害基礎年金の2級程度の障がいが2つあり、あわせて3つの障がいがある者
 (3) 別表の③から⑤までに規定する身体の機能の障がいが1つあり、それが特に重度であるため、日常生活動作能力の評価が極めて重度であると認められる者
 (4) 別表の⑥または⑦に規定する病状または障がいが1つあり、その状態が絶対安静または日常生活能力の評価が極めて重度であると認められる者
3. 制限
 (1) 社会福祉施設（老人ホーム、国立療養所含）に入所している者は除く
 (2) 病院または診療所に継続して3ヶ月を越える入院をしている者は除く
4. 所得制限
 障害児福祉手当と同じ（別表1参照）
5. 支給額（平成31年4月から）（2、5、8、11月支給）
 月額 27,200円
6. 窓口
 住所地の福祉事務所または町村担当課、各区役所保健福祉課（北九州市）、各区保健福祉センター・福祉・介護保険課（福岡市）
7. 根拠法令・通知
 特別児童扶養手当等の支給に関する法律
- 別表 特別障害者手当障害等級表**
- | | |
|---|--|
| ① | 両眼の視力の和が0.04以下のもの |
| ② | 両耳の聴力レベルが100デシベル以上のもの |
| ③ | 両上肢の機能に著しい障がいを有する者または両上肢のすべての指を欠くもの若しくは両上肢のすべての指の機能に著しい障がいを有するもの |
| ④ | 両下肢の機能に著しい障がいを有する者または両下肢を足関節以上で欠くもの |
| ⑤ | 体幹の機能に座っていることができない程度または立ち上がることができない程度の障がいを有するもの |
| ⑥ | ①から⑤までに掲げる者のほか、身体の機能の障がいまたは長期にわたる安静を要する病状が①から⑤までと同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの |
| ⑦ | 精神の障がいであって、①から⑥までと同程度以上と認められる程度のもの |
- 10 心身障がい者扶養共済制度**
1. 内容
 障がいのある方の保護者の相互扶助の精神に基づく、任意加入の制度。加入した保護者が生存中に一定掛金を納付

することによって、保護者が死亡または重度障がい状態となった場合に障がい児（者）に対して終生年金を支給するもの。

2. 加入対象

（1）保護者要件（いずれにも該当）

ア 実施主体である道府県（政令指定都市）に住所を有する者

イ 65歳未満であること

ウ 別の疾病、または障がいがなく、心身障がい者扶養共済の対象となることができる者（加入審査有。）

（2）障がい児（者）の要件（いずれかに該当）

ア 知的障がい児（者）

イ 身体障害者手帳1、2、3級所持者

ウ 精神または身体的に永続的な障がいを有する者ア
イと同程度の障がいを有する者

（例 進行性筋萎縮症、血友病、難病等）

3. 掛金（2口まで加入できる）

加入時年齢	(H20.4.1以降) 加入者	(H20.3.31以前) 加入者
歳以上 歳未満 ～35	9,300円	5,600円
35～40	11,400円	6,900円
40～45	14,300円	8,700円
45～50	17,300円	10,600円
50～55	18,800円	11,600円
55～60	20,700円	12,800円
60～65	23,300円	14,500円

※昭和61年3月以前に1口加入した方（加入時年齢45歳未満）については、昭和61年4月1日現在における年齢区分による掛金額（35歳未満5,600円、35歳以上～40歳未満6,900円、40歳以上～45歳未満8,700円、45歳以上10,600円）となる。

4. 支給額

1口加入者 月額 20,000円

2口加入者 月額 40,000円

5. 弁慰金、脱退一時金の支給

弔 慰 金	加入期間	金額（1口あたり）（円）			
		H20.3.31 以前加入		H20年度 以後	
		障がい者死亡日 又は脱退日			
		H20年度 以後	H19年度 以前		
1年以上～ 5年未満	50,000	30,000	20,000		
5年以上～ 20年未満	125,000	75,000	50,000		

20年以上	250,000	150,000	100,000
5年以上～ 10年未満	75,000	45,000	30,000
10年以上 ～20未満	125,000	75,000	50,000
20年以上	250,000	150,000	100,000

6. 窓口

市区町村障がい福祉担当課、各区役所保健福祉課（北九州市）、各区保健福祉センター福祉・介護保険課（福岡市）

7. 根拠法令・通知

各県・政令指定都市の条例で規定される。

1.1 特別障害給付金

1. 内容

国民年金に任意加入していなかったことにより、障害基礎年金等の受給権を有していない障害者の方に対して、国民年金制度の発展過程において生じた特別な事情にかんがみ、福祉の措置として「特別障害給付金制度」が創設された。

2. 受給要件

（1）昭和61年3月以前に国民年金任意加入対象であった被用者年金制度等に加入または受給等していた方の配偶者

（2）平成3年3月以前に国民年金任意加入対象であった学生であって、当時、任意加入していなかった期間内に障害の原因となった傷病の初診日があり、現在、障害基礎年金の1級、2級相当の障害の状態にある方が対象となります。ただし、65歳になる誕生日の前々日までに当該障害状態に該当された方に限る。

なお、障害基礎年金や障害厚生年金、障害共済年金などを受給することができる方は対象とはならない。

3. 注意事項

請求書の受付は、住所地の市区役所・町村役場で受付を行っています。この給付金の支給は、請求書を受付した月の翌月分からとなる。

このため、必要な書類等が全てそろわない場合であっても、請求書の受付を行うため、まずはなるべく早く受付を行うこと。（不足している必要書類等については、後日提出をお願いすることとなる。）

4. 支給額 令和元年度（平成31年度）

障害基礎年金1級相当に該当する方：

月額52,150円（2級の1.25倍）

障害基礎年金2級相当に該当する方：

月額41,720円

○ご本人の所得が一定の額以上であるときは、支給が全額又は半額に制限される場合がある。

○老齢年金、遺族年金、労災補償等を受給されている場合には、その受給額分を差し引いた額を支給する（その受給額が特別障害給付金の額を上回る場合は、特別

障害給付金は支給)。

○経過的福祉手当を受給されている方が特別障害給付金の支給を受けた場合は、経過的福祉手当の支給は失権となる(受給資格が失われる)。

5. 窓口

市区町村国民年金担当課

6. 根拠法令・通知

特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律

12 自動車事故により重度後遺障害となられた方への介護料の支給

1. 内容

自動車事故が原因で、脳、せき臓又は胸腹部臓器を損傷し、重度の後遺障害を持つため、移動、食事及び排せつなどの日常生活動作について、常時又は随時の介護が必要な状態の方に支給される。

対象者の要件等詳細については窓口にお問い合わせ下さい。

2. 介護料の支給

その月の介護に要した費用(次の①訪問看護等在宅介護サービス、②介護用品の購入)の額に応じて、受給資格ごとに次の範囲内で支給する(毎年3月、6月、9月、12月に前の3か月分をまとめて支給)。なお、介護に要した費用が下限額に満たない場合には、下限額を支給する。

受給資格		支給金額(月額) (下限額)～(上限額)
最重度	特I種	82,810円～209,430円
常時要介護	I種	70,790円～165,150円
随時要介護	II種	35,400円～ 82,580円

①介護料の支給対象となる訪問看護等在宅介護サービス
ホームヘルプ、訪問入浴、訪問看護、訪問リハビリ及び
デイサービス(通所介護)

②介護料の支給対象となる介護用品の購入(修理を含む)
支給対象介護用品の詳細は窓口にお問い合わせ下さい。

3. 窓口

独立行政法人自動車事故対策機構 福岡主管支所

TEL 092-451-7751

FAX 092-451-7753

13 支援金支給事業

1. 支援概要

現に著しく困窮し、加害者による賠償が期待できず、かつ公的な救済制度、保険の対象外であるなど、特別な救済を行うべき理由がある犯罪被害者等に支援金を支給する。

2. 実施主体

公益財団法人犯罪被害救援基金

3. 対象者

犯罪等により被害を被った者又は犯罪等により死亡した

場合の遺族

4. 窓口

公益財団法人犯罪被害救援基金

〒102-0093

東京都千代田区平河町2-3-6平河町共済ビル内

TEL 03-5226-1020

FAX 03-5226-1023

ホームページ <http://kyuenkikin.or.jp/>